

公園における公民連携に関する基本方針

～ 公園から横浜の暮らしとまちの質を高める ～

(素案)

横浜市環境創造局

平成31年3月

目次

I	横浜市公園の現状認識	1
1.	横浜市を取り巻く現状と課題	1
(1)	社会情勢の変化	1
(2)	厳しい財政状況	1
2.	横浜市公園の現状	2
(1)	設置状況	2
(2)	施設の老朽化	3
(3)	横浜の公園の特徴	3
3.	基本方針策定にあたって踏まえた本市の関連計画	5
(1)	横浜市水と緑の基本計画（平成18年12月策定、平成28年6月改定）	5
(2)	横浜市公共施設管理基本方針（平成27年3月策定、平成30年12月改訂）	5
4.	国における公園行政の変化	6
5.	横浜の公園における代表的な公民連携事例	7
(1)	公園愛護会	7
(2)	指定管理者制度	8
(3)	設置・管理の許可	9
6.	公園の利活用に関するニーズ等	11
(1)	市民の公園利用の満足感及び今後のニーズ	11
(2)	公園に対する民間事業者等からの活用方法の提案	12
7.	第I部（横浜市公園の現状認識）のまとめ	13
II	今後の公園における公民連携の基本方針	14
1.	これからの公園行政	14
2.	公園経営と公民連携	15
3.	公民連携の基本理念と行動5原則	16
(1)	基本理念	16
(2)	公民連携の行動5原則	17
4.	公民連携の具体的取組	20
5.	取組の進め方と展開	22
(1)	総合的な施策の推進	22
(2)	PDCAサイクルを意識した取組	22
(3)	公園から緑のオープンスペースへ	22
III	付録 関連資料・データ	23

I 横浜市の公園の現状認識

1. 横浜市を取り巻く現状と課題

(1) 社会情勢の変化

① 人口減少社会の到来、超高齢社会の進展

横浜市では、既に進行している生産年齢人口減少や、2019年（平成31年）をピークとする人口減少に加え、2016年（平成28年）には、死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然増減が減少に転じています。

65歳以上人口が100万人に、75歳以上人口が60万人に、それぞれ迫ると見込まれる2025年（平成37年）が間近となっています。

② 都市間競争の加速

横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市、県央地区、湘南地区に対して、転出超過の状態が続いています。

横浜の活力をより一層向上させるためには、人口の社会増の維持や、観光などによる交流人口の拡大が欠かせません。常に新たなチャレンジと発信を行うことで、横浜のブランド力を高める必要があります。

③ 花と緑にあふれるまちづくり

これまでの「横浜みどりアップ計画」の取組や600万人が来場した全国都市緑化よこはまフェアの成果などにより、市民の花や緑に親しむ機運が一層高まっており、未来に花と緑を引き継ぐ、豊かな環境づくりを進める時期を迎えています。



第33回全国都市緑化よこはまフェア
(里山ガーデン)

④ 郊外部の活性化

郊外部の住宅地では、大規模団地等の集合住宅の老朽化や空家の増加、少子高齢化の急速な進展などが見られ、市民の生活利便性、活力の維持・向上に取り組んでいくことが重要となっています。

(「横浜市中期4か年計画2018~2021」から抜粋・要約)

(2) 厳しい財政状況

本市予算における義務的経費（人件費＋扶助費＋公債費）の割合は年々増大し、施設等整備費及び行政運営費（公園の維持管理費はこの分類）の割合は減少しています。

一般会計歳出予算額（性質別）の推移（出典：平成30年度「ハマの台所事情」）



(注) 25年度は、土地開発公社負担金1,383億円を除いています。

2. 横浜市の公園の現状

横浜市には 2,700 か所近くの公園があるものの、充足している状況とはいえず、現在も整備を進めています。また、設置から 30 年以上経過した公園が 6 割を超え、良好な維持管理の推進や機能維持等のための再整備が順次必要な状況となっています。

一方、厳しい財政状況等のなか、整備費や維持管理費は財源確保が難しい状況にあります。

(1) 設置状況

① 市立公園件数

合計 2,675 か所

(平成 30 年 3 月 31 日時点)

公園種別	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	総合公園	広域公園	特殊公園*	都市緑地	緑道ほか
設置件数	2,306	196	45	6	15	4	20	55	28

※特殊公園：風致公園、歴史公園、動植物公園



身近な公園
(種別：街区公園)



郊外部の大規模な公園
(こども自然公園、種別：広域公園)



都心臨海部の公園
(港の見える丘公園、種別：風致公園)

② 一人あたり公園面積

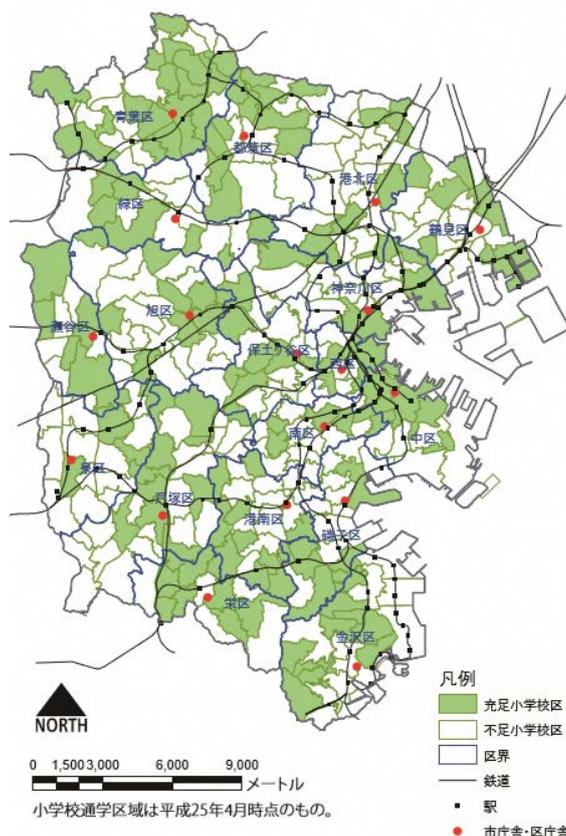
(平成 29 年 3 月 31 日時点)

	面積 (㎡)	順位 (21 都市中)
横浜市	4.9	16 位
政令指定都市平均	6.7	—

(出典：国土交通省「都市公園データベース」)

③ 街区公園・近隣公園の整備状況

小学校区あたり街区公園 2 か所、近隣公園 1 か所を標準として配置しており、約 4 割の小学校区で充足しています。



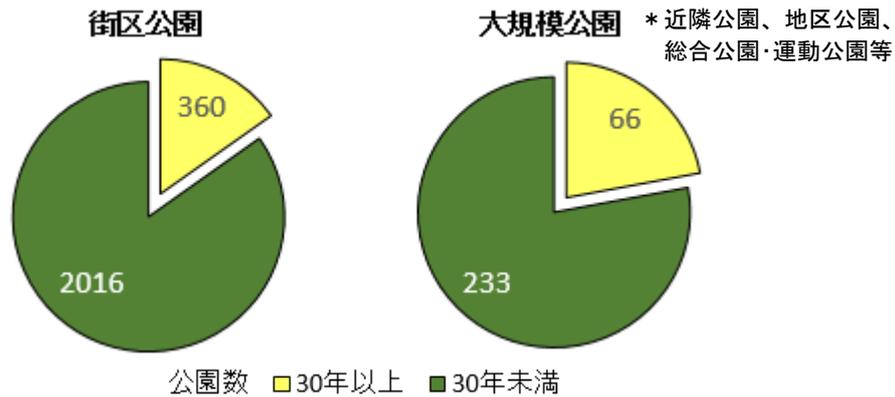
街区公園・近隣公園の整備状況
(出典：「横浜市水と緑の基本計画」)

(2) 施設の老朽化

S46～H2 の設置が半数以上を占め、設置後 30 年以上経過による老朽化が進行しています。

設置時期	～S25	S26～35	S36～45	S46～55	S56～H2	H3～12	H13～29
割合	1%	3%	7%	26%	27%	22%	13%

設置又は再整備後の経過年数も、426 公園（約 16%）が 30 年以上経過しています。



（出典：ともに「横浜市公共施設管理基本方針」平成 30 年 3 月時点）

(3) 横浜の公園の特徴

① 横浜らしい景観を創る、残す

海や港のイメージが強い横浜ですが、かつては港湾施設や工業用地で占められ、市民が実際に水辺を感じられるのは山下公園ぐらいでした。その後、1965 年（昭和 40 年）に「六大事業」がスタートし、港湾機能移転（現みなとみらい 21 地区の造船所や棧橋、倉庫などの移転）に伴い、海岸沿いにプロムナードや緑地の整備が進み、いまでは横浜を代表する観光地となっています。

また、山手地区では、3公園に7つの西洋館が保存され、横浜の歴史的建造物は公園の中で保全されており、活用とセットで考えられているのも特徴です。

もうひとつの「横浜らしい」景観が、内陸部の谷戸であり、これは横浜の郊外の原風景です。郊外部の開発により失われつつあった谷戸景観を守る取組として、舞岡公園や新治里山公園が設置されています。



横浜を代表する観光地
山下公園



山手地区の西洋館群
イタリア山庭園



谷戸の景観
新治里山公園

② 市民が支える

市民と行政がともに取り組む「市民協働」の概念は、現在では広く受け入れられています。横浜市では以前から先駆的な取組がなされてきました。中でも、地域住民で結成される「公園愛護会」は、身近な公園の管理、活用について中心的な役割を担うボランティア団体です。

活動内容は、清掃や草刈り、花壇や低木の手入れといった美化活動、利用マナーの啓発のほか、イベントを行ったりする会もあり、活動を通じて参加者同士の交流にも役立っています。1961年

(昭和36年)の制度開始以来、市内の約9割の公園で結成され、この結成率は全国的に見ても高く、市民の暮らしに公園が息づいている横浜の特色のひとつとなっています。



公園の中心的な役割を果たす愛護会

③ 先進的な民間活力の導入

近年は、公園に限らず「民間活力の導入」として民間事業者の柔軟な発想や資金を活用し、より魅力ある空間を創っていかこうとする動きが盛んです。また、法制度の改正等により、従来は整備が難しかった条件でも公園が整備できるようになりました。こうした新しい手法や制度を積極的に用いることで、公園の魅力を高めるだけでなく、まちの課題の解決にも繋げてきました。



山下公園レストハウス

2007年(平成19年)に山下公園レストハウスは、設置管理許可制度を活用し、株式会社ローソンによるコンビニエンスストアの出店とともに、事業者提案により休憩スペース等を付加し、魅力ある空間を形成しました。民間事業者が収益を上げつつ、公園の魅力向上や行政の維持コストの低減につながる取組は、その後の全国的な取組モデルとなりました。

2009年(平成21年)に整備されたアメリカ山公園は、日本初の立体都市公園制度を活用したもので

す。高低差の大きい2地区のアクセス改善のため、斜面下側にある2階建の駅舎建物に3・4階部分を増築し、建物上部と増築部分を公園区域としました。増築部分には便益施設を設け、公園を運営する管理運営事業者がテナントを誘致しています。

2005年(平成17年)、ネーミングライツを公園としていち早く導入したのが新横浜公園内にある日産スタジアム(横浜国際総合競技場)です。日本最大規模を誇るこの競技場は、管理運営に多くの費用が必要なことからその検討が始まりました。その後、ネーミングライツを「横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組」として進めており、現在4公園で実施中です。



アメリカ山公園 屋上庭園部

(「公園とみどり 横浜の150年」から抜粋・要約)

3. 基本方針策定にあたって踏まえた本市の関連計画

(1) 横浜市水と緑の基本計画（平成 18 年 12 月策定、平成 28 年 6 月改定）

水と緑に関する基本理念と将来像を定め、それを実現するための推進計画や推進施策をまとめた計画で、都市緑地法に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に位置づけられています。計画の目標年次は 2025 年で、公園の維持管理・経営にかかる推進施策は以下のとおりです。

●第5章 推進施策（抜粋）

主な施策	
公園の特性に応じた公園運営	都心部の観光公園など市内の主要な公園について、個々の公園の特性に応じたパークマネジメントプランを作成し、これに基づく公園経営を行います。
市民の参画・協働による管理運営	身近な公園で日頃の維持管理を担う公園愛護会や管理運営委員会の主体的かつ自発的活動を促すため、活動のコーディネートや、愛護会や活動団体のネットワークづくりを行います。
指定管理者制度や規制緩和による公園の価値向上	指定管理者の積極的な自主事業の実施や、地域住民が活用しやすい柔軟な管理運営により公園の魅力向上を図ります。
公園の評価	公園利用者の満足度を高め、市民生活の豊かさに資するため、パークマネジメントプランの実施による効果や、指定管理者による取組の成果を評価する仕組みを検討します。

(2) 横浜市公共施設管理基本方針（平成 27 年 3 月策定、平成 30 年 12 月改訂）

平成 25 年 11 月に国から示された「インフラ長寿命化基本計画」において、国や地方公共団体が策定されることとされた「行動計画」や、平成 26 年 4 月に総務大臣より策定要請された「公共施設等総合管理計画」といった要請に応えるものとして策定されました。

基本方針中の支援方針①で「従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します」と掲げています。

〔支援方針①〕従来の発想にとらわれない公民連携をさらに推進します

厳しい財政状況が続く中、安全で強靱な都市づくりや、必要な機能の持続的な提供は、本市単独で進めていくことは難しく、また、これまで導入してきた公民連携の手法についても、より一層の工夫が必要です。

そのため、新たな手法などの導入も含め、企業や団体等の民間の皆様と行政がともに取り組む、公民連携をこれまで以上に推進します。

4. 国における公園行政の変化

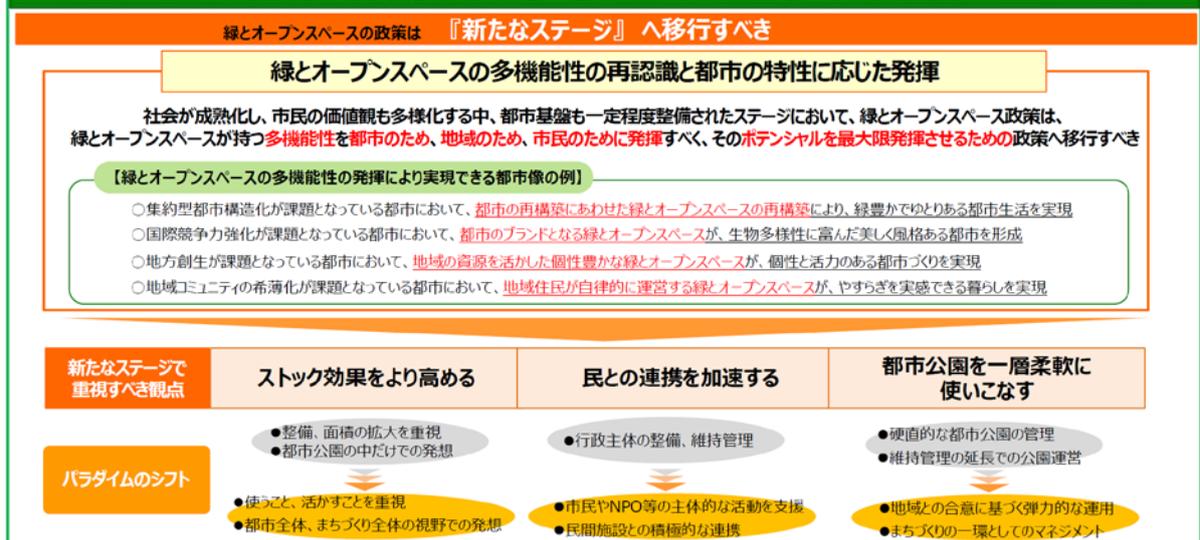
平成 26 年 11 月、国土交通省において「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」が設置され、これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園等を活用したまちの活力創出の方向性等の検討が行われ、平成 28 年 5 月に最終報告書が公表されました。

最終報告書では、「社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージに移行すべき」との認識が示されました。

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要



新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方



（出典：国土交通省）

本最終報告書を踏まえた都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の成立により、都市公園法は大きく改正され、民間のノウハウや投資を積極的に引き出すための幅広い施策が盛り込まれました。

新たなステージに向けた国の取組：都市公園法の改正 国土交通省

新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法を改正

1. 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
2. PFI 事業の設置管理許可期間の延伸
3. 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
4. 公園の活性化に関する協議会の設置
5. 都市公園の維持修繕基準の法令化

都市公園法改正のポイント（出典：国土交通省）

5. 横浜の公園における代表的な公民連携事例

(1) 公園愛護会

① 制度趣旨

地域の皆様の「庭」であり、市民の共有の財産である身近な公園の管理は、公園を設置している横浜市だけでなく、地域の皆様の積極的なご協力が必要です。このため、公園の清掃・除草等の日常的な管理について、地域の皆様を中心にボランティアの団体を結成し、ご協力いただいています。これが「公園愛護会」です。全国に先駆けて昭和36年にスタートしました。

② 活動内容

公園の清掃・除草や、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけなどを行っています。中には、公園の特徴を活かして、花壇を作って地域の皆様の目を楽しませたり、樹林地の保全に取り組んでいる公園愛護会もあります。

③ 結成数

市内全域の街区公園など約2,300公園に2,450団体
(平成30年3月31日時点)

④ 支援

公園愛護会には、愛護会費のほか、物品の提供や活動に必要なノウハウの提供を行うなどの支援を実施しています。

技術支援	花壇づくりや中低木の刈込、刈払機の講習などを支援します
物品支援	活動に必要な道具や活動をPRする看板などを提供します
愛護会費	活動面積に応じて愛護会費をお支払いします (例：3,000㎡まで：年間2万円)
活動のコーディネート	技術支援などの実施の調整や新たな活動のための相談に応じます



公園愛護会活動のPR用チラシ



技術支援メニュー 中低木の刈込講習



物品支援のメニュー例
(そうじ道具、活動PRグッズ等)

(2) 指定管理者制度

① 制度趣旨

指定管理者制度は多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。

この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになりました。

② 制度導入状況

年度（平成）		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
公園	公募	民間企業		7	31	33	29	30	37	38	38	39	54	56	60	60	59
		外郭団体	3	8	26	28	30	33	28	28	28	28	16	18	19	20	20
		NPO 法人						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		任意団体			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		（小計）	3	15	61	65	63	68	70	71	71	72	75	79	84	85	84
	非公募	NPO 法人			1	1	1	1	1	7	7	7	7	7	7	7	7
		任意団体			10	10	10	10	10	4	4	4	4	4	4	4	4
		（小計）			11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	動物園	外郭団体			1	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	施設数合計		3	15	73	77	79	84	86	87	87	88	91	95	100	101	100

③ 制度導入公園にある指定管理者が管理運営する公園施設の例

スポーツ施設（野球場、庭球場、プールほか）、文化体験施設（古民家）、自然体験施設、分区分園、動物園



指定管理者が管理運営する野球場（今川公園）

④ 利便性向上の事例

ホームページ開設による情報発信、各種スポーツ教室の実施、飼い犬のマナー教室、公園マップの作成、開園時間の延長（球技場ほか）



指定管理者による個別公園のHP開設
（新治里山公園 にいはる里山交流センター）

(3) 設置・管理の許可

① 制度趣旨

公園管理者以外の第三者に許可を与えて、公園施設の管理を任せる制度であり、都市公園法に規定されています。

- ・ 「管理許可」は、公園管理者が整備を行った公園施設の管理を第三者に許可するものです。
- ・ 「設置許可」は、公園施設の設置及び管理を第三者に許可するものです。

② 許可事例1（山下公園レストハウス管理運営事業）

● 事業内容

歴史ある臨海公園として横浜市内外から多くの利用者が訪れる横浜屈指の観光名所である山下公園のレストハウスについて、「管理許可」制度を活用して民間事業者管理運営を委ね、利用者サービスの向上を図るものです。

管理運営を行う法人は、事業提案により公募しています。

対象施設	レストハウス（444.55㎡、RC造一部鉄骨造平屋建て） ※レストハウス周辺園地も管理運営の対象に含む。
施設用途	売店を備えた休憩所及びトイレ ※売店・休憩所内のサービス内容、レイアウト、内装等は事業者の提案による ※トイレは、管理等仕様書を満たす管理 ※レストハウス周辺園地は、清掃等の日常的な管理のほか、テーブルや椅子の設置、ワゴン販売等を提案することも可
許可期間	改装終了後 10 年間（改装中は占用許可）
使用料	レストハウス内：4,040 円／月／㎡（営業区域のみ。ほかは減免） 屋外（周辺園地）：472 円／月／㎡

● 事業者選定

第1期公募	平成 18 年	株式会社ローソン （子育て支援活動等の提案あり）
第2期公募	平成 28 年	株式会社ローソン （子育て支援活動等の提案あり。内装は一部改装）



レストハウス全景
トイレや周辺園地の清掃も事業者が実施



レストハウス内部
休憩施設や子育て支援施設も設置

③ 許可事例2（アメリカ山公園管理運営事業）

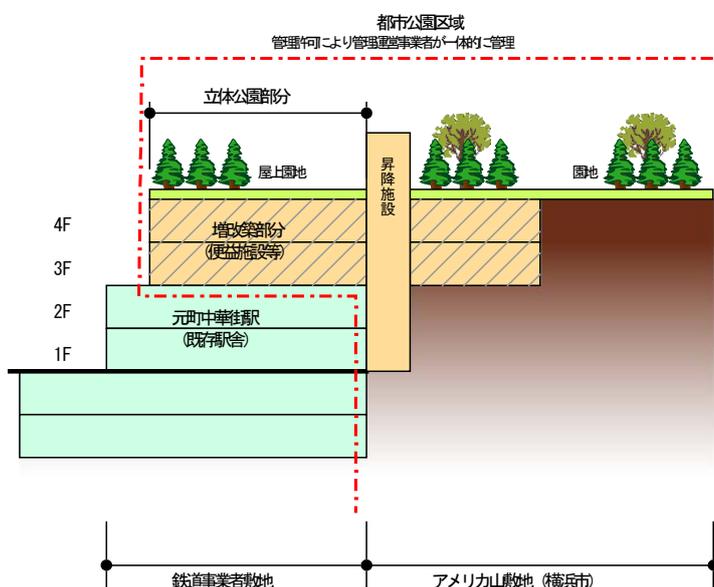
● 事業内容

平成16年の都市公園法改正により創設された「立体都市公園制度」を全国で初めて適用し、「元町・中華街駅」を増改築し、隣接するアメリカ山敷地と一体的に「アメリカ山公園」として整備したものです。駅舎増改築部分について、民間事業者の優れたノウハウを活用し、観光スポットとしての魅力アップや、地域の活性化や利便性の向上を図るため、「管理許可」による管理運営事業者を公募しました。

対象施設	駅舎増改築部分（3階貸室及び4階貸室：計 1,704 m ² ）
管理運営	貸室（便益施設）のテナント募集・連絡調整等、統括的な管理運営 共用部及び園地の管理
許可期間	10年間
使用料	貸室部分を対象。ただし、共用部及び園地の管理費相当を減免



アメリカ山公園全景



● 事業者選定

第1期公募	平成20年 供用開始平成24年	アメリカ山公園パートナーズ (代表企業：西武造園株式会社) 貸室テナント：認可保育所、結婚式場
-------	--------------------	---



認可保育所



屋上園地でのガーデンウェディング

6. 公園の利活用に関するニーズ等

(1) 市民の公園利用の満足感及び今後のニーズ

① 調査方法

ヨコハマeアンケート※（平成30年8月実施）により、1,169人の市民から回答をいただきました。（回答者の年齢属性 29歳以下：2.1%、30～60歳代：85.5%、70歳以上：12.2%）

■付録 P25～27 参照

※ 登録された市民（市内在住の15歳以上、約2,900人）に、市政に関するアンケートにインターネットで協力いただく仕組み。

② 単純集計結果（抜粋）

質問		集計結果
利用頻度		半数以上（53.8%）の方が月1～2回以上利用し、さらに4人に1人（26.3%）は週1～2回以上利用
清掃等への参加		4人に1人（24.0%）が経験あり。ほかに3人に1人（36.9%）が参加意欲あり
小規模な公園	満足度	子どもの遊ぶ場（48.1%）、緑や花のある場（44.7%）の順に高い。
	期待	緑や花の豊かな場（56.9%）とともに、災害時の防火帯や避難の場（48.2%）、地域のコミュニケーションの場（40.4%）としての期待も高い。
大規模な公園	満足度	自然環境や景色（70.6%）、緑の量や花の演出（64.9%）が高い。
	期待	休憩場所の整備（60.1%）、トイレの整備（58.9%）、緑や花のさらなる拡充（52.5%）が高く、売店や飲食施設の整備（32.9%）への期待もみられる。
今後のニーズ		ゆっくり過ごす（64.8%）が最も高く、次いで健康づくり（47.4%）、自然とのふれあい（41.7%）といった活動的なニーズが高い。

【参考】平成26年度都市公園利用実態調査（国土交通省）

調査の概要	公園種別（街区公園から国営公園）ごとに利用者にアンケートを実施 （調査公園数：273、回答数：40,351票）
回答者の年齢属性	29歳以下：20.7%、30～60歳代：64.7%、70歳以上：12.9%
調査結果 （期待する役割）	<ul style="list-style-type: none"> ・住区基幹公園では、子どもの遊びの空間（40.1%）、快適で美しいまちづくりの拠点（35.0%）が高い。 ・都市基幹公園では、快適で美しいまちづくりの拠点（40.8%）、運動・スポーツ・健康づくりの場（37.2%）が高い。

※留意点：本市調査と国調査では、回答者に占める29歳以下の割合に差がある（本市：2.1%、国：20.7%）ため、国調査では、小規模な公園（住区基幹公園）に期待する役割として、「子どもの遊びの空間」が高くなっている。本市調査の結果を分析する際はこの点を考慮する必要がある。

③ 調査結果等の分析

- 小規模な公園は、緑や花のある空間、子どもの遊ぶ場として評価・期待されているだけでなく、災害対応、コミュニティ形成の場としても期待されている。
- 大規模な公園は、さらなる緑や花の拡充のほか、施設整備が期待されている。
- 公園における賑わいづくり（イベントや施設）が求められている一方で、静かな環境を求める声もあり、多様なニーズにバランスよく応えていく必要がある。

(2) 公園に対する民間事業者等からの活用方法の提案

① 調査方法

サウンディング型市場調査※（平成 29 年 3 月実施）により、57 団体と対話し、80 件の提案を受けました。

※ 事業検討の段階で民間事業者のアイデアや市場性の有無を、公募による対話で把握する仕組み。また、参入しやすい公募条件の設定を把握するとともに地域課題や配慮事項を事前に伝えることで、優れた提案を促す目的で実施することもある。

② 提案の概要

提案内容	提案の対象となる公園			
	身近な公園	大規模な公園		特定なし
		都市基幹等	特殊広域	
■ 飲食施設（レストラン・カフェ等）を整備する提案：14 提案				
観光客向けの本格的なレストラン		●	●	
近隣生活者向けに日常使いのできるカフェ		●	●	
多機能な飲食施設を提案したもの				
・無料休憩施設を併設する		●	●	
・地域コミュニティ拠点を併設する			●	
・文化芸術系の機能を付加する（ブックカフェ、ギャラリーなど）		●	●	
バーベキュー（期間営業、常設とも）				●
キッチンカー等移動式店舗でのサービス提供			●	
■ 運動施設を整備する提案：6 提案				
ランニングやウォーキングの拠点施設（ランステーション等）		●		
フットサルコートやバスケットコートなどを新たに整備する提案		●		
既存施設（テニスコートなど）の設備水準を向上させる提案				●
■ 宿泊施設を整備する提案：5 提案				
主に観光客を対象とした宿泊施設を整備する提案		●	●	
小規模な簡易宿泊施設を整備し、宿泊体験型サービスを提供する提案		●		
グランピング施設やキャンプ場を整備する提案	●	●	●	
■ その他施設を整備する提案：21 提案				
ペット向けサービス施設やドッグランの整備		●		
農業体験施設を整備する提案		●		
公園内樹林地を活用した遊戯施設を整備する提案			●	
こどもの遊びを通じた学習を行う施設の整備		●		
既存バーベキュー施設を活用したアウトドア体験の提供		●		
■ イベントやプログラムを主体とする提案：18 提案				
横浜産農産物や地元商店の商品等をあつかうマルシェの開催	●			
子育て世代の交流や地域コミュニティ形成等を目的としたイベント（野外映画鑑賞会など）の開催			●	
自然観察やアウトドア体験などのプログラム		●	●	
■ これらの施設・プログラムを組み合わせた提案：2 提案				
カフェ、ランステーション、コミュニティ施設を複合化した施設			●	

③ 調査結果の分析

- 公園の魅力アップにあたり、民間事業者等の力が期待できるのは、主に大規模な公園である。
- 公園ごとの特色を生かした様々な施設の整備、あるいはイベントやプログラムについて、民間事業者等の提案を受け、実施できる可能性がある。

7. 第Ⅰ部(横浜市の公園の現状認識)のまとめ

第Ⅰ部では、横浜市の公園を取り巻く社会情勢、法令や横浜市ならではの仕組み、公園利用者と民間事業者のニーズなど、様々な角度から公園の現状にアプローチしてきました。

現在、横浜市においては、人口減少社会の到来、都市間競争の加速、厳しい財政状況等への対応が課題となっています。公園においては、公園愛護会や設置管理許可制度、指定管理者制度等にみられる公民連携に先進的に取り組み、これまでも時代の要請に積極的に対応してきたところであり、その取組実績は今後の課題解決におけるベースに位置づけられていくことは間違いありません。

しかし、人口減少・超高齢社会の進展により、これまで地域で公園に携わってきた担い手の減少や、社会情勢の変化によって生じる地域課題等に対しては、これまで以上に公園を柔軟に使いこなし、新たな担い手との連携や公園の価値創造が必要となっています。また、公園利活用に関するニーズに目を向けると、利用者は過ごし方とともに質の向上を期待しており、一方で民間事業者等は、利活用に意欲的であることも把握でき、ノウハウの発揮が期待されるところです。

これらの今日的な課題や期待・意欲に添えていくためには、従来の取組の拡充、あるいは新たな取組の展開が必要であると考えています。

第Ⅱ部では、これからの取組を提示するにあたり、いったん公園行政のあり方にまで立ち戻り、改めて「公」の役割や公民連携の意義を問い直し、今後の公園における公民連携の推進の考え方を基本方針として整理することとします。

【公民連携による公園の利活用事例】



サウンディング調査から実現し、新たな魅力と賑わいの創出につながったイベント（こども自然公園）



公募により民間事業者のノウハウやアイデアを活用した花や緑に関するイベント（里山ガーデンフェスタ）

Ⅱ 今後の公園における公民連携の基本方針

1. これからの公園行政

公園は、都市における基本的なインフラであり、環境保全、災害抑制等の機能を有するほか、市民生活に安らぎや活力をもたらす貴重なオープンスペースです。横浜市においては、江戸時代末期の開港（1859年）による都市形成から間もない明治時代初期に、初の西洋式庭園である山手公園（1870年）や彼我公園（1876年）が開園し、以降150年の公園史を刻んできました。この間、震災や戦災からの復興、接收解除を機とする都市づくりの一環で計画的な公園整備を進めてきました。また、高度経済成長期における市内全域の都市化の中で、開発提供による児童公園の設置が急速に進みました。

その後、都市の成熟期を迎え、横浜の公園を取り巻く社会情勢は大きく移り変わってきましたが、市民（公園利用者）の満足度が向上するよう公園の魅力アップを図ることは公園設置者である市役所「公」の責務です。これまで、整備、維持・管理において様々な工夫を行い、公園管理者としての役割を果たし、山下公園やアメリカ山公園などの事例に見られるような先進的な取組を進めてきました。また、全国都市緑化よこはまフェアを契機に始まった花と緑による魅力創出は、公園から街へと広がりを見せています。

しかし、少子高齢化が進展し、利用者ニーズが多様化している今日、公園に求められるニーズに対応し、更なる満足度の向上を目指していくためには、計画、整備、維持・管理、運営までを一体的に考えていく「公園経営＝パークマネジメント」の視点を持つことが必要です。その中で、利用者満足度を高められる適切な手法を検討し、選択し、実行していくことが重要であると考えています。この視点は、既存の公園の利活用のみならず、新たな公園の整備においても適用できるものであると考えます。

更に今後は、横浜市においても郊外部から進みつつある人口減少が全市的なトレンドになることが確実視され、これに伴い市税収入の中心を占める個人市民税が減少していく見通しです。そうした財政状況が到来しても、公園を市民生活に欠くことのできないインフラとして持続させていくためには、維持・管理の効率性の向上も重要な要素となります。

そこで、これからの公園行政においては、公園経営の視点を持ち、「利用者の満足度向上」と「維持・管理の効率性向上」を目指していくことが求められているといえます。

一方で、公園がもたらす効用は、公園の中だけにとどまるものではありません。公園は存在そのものだけでも、潤いのある市民生活、そして環境の保全や防災等に貢献していますが、その空間を利活用することにより賑わいが生まれ、都市全体を活性化していく可能性を秘めています。

いま、公園の存在意義を改めて問い直せば、公園は、市民生活そして都市の質を高めていく大切な資源といえます。これから公園経営の視点を持ち、満足度向上と効率性向上に同時にチャレンジしていくことで、市民生活の質的向上（クオリティ・オブ・ライフの向上）と都市の持続可能な成長につなげ、国内外で存在感を発揮する都市としての横浜のブランド力向上を目指していく、これを公園経営の目的として掲げます。

公園経営の目的

「公園から」横浜のブランド力向上を目指す

～市民のクオリティ・オブ・ライフの向上と都市の持続可能な成長～

2. 公園経営と公民連携

横浜市内には 2,675 公園が存在し、その立地は、都心臨海部の観光地から郊外部の住宅地まで様々です。そうした中、公園利用者の満足度向上を実現していくためには、それぞれの公園の立地特性を踏まえた魅力アップを図っていく必要があります。しかし、「公」の取組としては、限られた財源の中では公園の安全に関わる維持・管理が優先であり、様々なニーズに対応していく「運営」には限界があると言わざるを得ません。

そこで、地域の方々をはじめ、様々な企業や NPO 法人といった民間事業者等に担い手として参画いただく「公民連携」の取組を更に拡充し、多様な主体が公園に関わっていく仕組みづくりが大変重要になります。

住宅地の公園は、地域の方々が一番の利用者であり、その公園に一番近い存在です。地域の方々が積極的に管理や運営にも関わっていただければ、愛着が深まり、より利用される存在になるものと考えています。

他方、都心臨海部の公園などは、景観や花の演出などを楽しむ多くの観光客が訪れ、横浜の代表的な観光地として賑わい、公園周辺での飲食や買い物などを通じて経済活性化にも貢献しています。花と緑に囲まれ、横浜らしい景観などが楽しめる公園内という立地特性を生かした良質な施設整備が進めば、周辺を含め、より魅力と賑わいが創出されるものと考えています。また、郊外部の大規模な公園などは、のんびり過ごしたい方、子どもと遊びたい方、イベントを楽しみたい方、健康づくりをしたい方など、様々な目的で利用されています。これらのニーズへの対応としては、「公」よりもノウハウやアイデアがあり、柔軟性に優れた民間事業者等が質の高いサービスを提供することで、より満足度が向上するものも少なくないと思われます。

こうした公園の魅力アップを地域や民間事業者等の「民」に委ねるにあたっては、「公」は、これまでの役割に加え、「民」がその力を十分に発揮していける環境を整えていく役割も担うこととなります。公園の魅力アップの担い手に「民」が加わることにより、「公」は「民」をバックアップし目的の実現を共に目指す、新たな役割を担ったことを十分に認識する必要があります。一方で、「公」は自らにしかできない役割として、「公園の将来像の明確化」、「公園利活用の公平性の担保」、「市役所内部を含めた各主体間の調整」などを求められていることを認識し、コーディネート機能を担っていく責務があることも忘れてはなりません。

このように、公園における公民連携の全体像として、「公」と「民」がそれぞれの強みを発揮していくことを示しましたが、これは先の「公民連携事例」にあるとおり、すでに実施されている手法で生かされています。例えば、地域主体の市民協働である公園愛護会は、約 2,300 の公園で結成され、日常のきめ細かな維持・管理を担い、公園を「地域の庭」として育てています。また、指定管理者制度等により、民間のノウハウを生かした維持・管理や運営が数多くの公園で実施されているほか、都心臨海部の公園では、民間の意欲や創意・工夫により、サービスの質的向上が図られている事例も生まれています。

そしてこれまでの取組の成果として、公園利用者の満足度向上に貢献していることは明らかです。

そこで、「公園経営」に基づく今後の魅力アップを実現する手法として、公民連携を推進していくことを明確に位置づけることとします。

公園経営における公民連携の位置付け

公園経営の目的を果たす手法として、公民連携を推進

～多様な主体が、それぞれの強みを生かし、公園の魅力アップを目指す～

3. 公民連携の基本理念と行動5原則

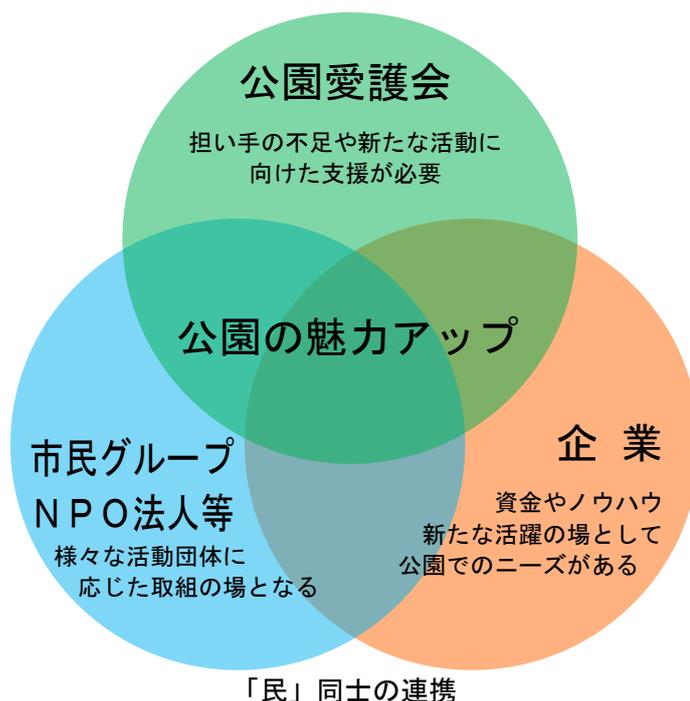
(1) 基本理念

公民連携により公園の特性や利用者ニーズ等に応じた取組を展開していくにあたっては、公園の魅力アップという目標を共有できる市民グループやNPO法人などを含めた多様な主体と積極的に連携を図り、担い手を継続的に拡大していくことが必要と考えます。特に、横浜市における公園の公民連携事例として広く定着している公園愛護会については、主たる担い手のひとつとして、改めて位置付けます。

公民連携といえば、基本的には「公」と「民」の連携を意味しますが、担い手が拡大していくと「民」と「民」と連携、例えば、公園愛護会と民間事業者等が連携することで公園の魅力アップを図っていくことも期待できます。あるいは、「民」の主体が多様化する中で、NPO法人と企業との連携などにより公園の魅力アップを更に発展させていくことも十分期待できます。そしてこのような連携のためには、「公」は、担い手同士のマッチング、取組の際の公平性担保などのコーディネート機能を担っていくことが必要です。

また、これまで「公」が想定していなかったような民間事業者等の柔軟な発想により、公園を新たな価値を生み出す場として一層活用することで、公園のみならず都市の魅力と賑わいの創出につなげていくことも、横浜のブランド力向上への取組のひとつと捉えていきます。

以上の3点をこれからの公民連携の取組に共通する考え方＝「基本理念」として掲げます。



公民連携の基本理念

多様な主体間の連携による公園の魅力アップ

- ～ 公園を支える担い手（地域、NPO法人、企業等）の拡大 ～
- ～ 担い手同士の更なる連携と「公」のコーディネート機能の発揮 ～
- ～ 「民」の柔軟な発想による新たな価値創造 ～

(2) 公民連携の行動5原則

基本理念に基づき具体的に取組を進めていくにあたっての「公」と「民」の向き合い方の原則や公園での取組ならではの配慮事項を「行動原則」として示します。

① 公園の目指す将来像の共有

公民連携による公園活用にあたっては、公園設置者である「公」が、それぞれの公園の課題を踏まえた将来像を明示し、利用者や担い手としっかりと共有することが出発点となります。

将来像については、その公園の本来的機能（環境保全、災害抑制等）、歴史的背景、立地特性（ポテンシャル）といったアイデンティティを基礎的な情報として整理した上で、公園のもつ潜在的な可能性を積極的に引き出していくことが重要です。

② 「公」と「民」の相互理解と適切な役割分担

「公」と「民」は、公園を魅力アップさせ、公園利用者の満足度向上のために行動するという目標を共有するとともに、お互いの果たすべき役割や能力、行動規範などを理解し、役割分担を明確にして、協力しあうことが必要です。

特に「公」は、公園を魅力アップしていく担い手としての役割を果たしつつ、「民」同士の連携のマッチングや「民」による取組における公平性の担保などのコーディネート機能を担っていきます。

「民」には、それぞれの主体の強みを生かした役割を期待しますが、とりわけ民間事業者等には、優れたノウハウやアイデアを生かした質の高いサービス提供による公園の魅力アップや効率性の向上を通じ、公園経営への貢献を求めています。また、高い収益を得られるような事業の場合は、幅広く公園全体にメリットのある取組を求めるなど、収益の適切な還元についても留意していきます。

③ 地域に寄り添う利活用

公園は、市民にとって身近な緑のオープンスペースであり、その空間と機能は地域に多くの便益をもたらすかけがえのない存在です。また、長年「地域の庭」として育まれてきた公園も多く、賑わい創出等の利活用にあたっては、地域の方々の意向に十分留意します。

公園が持つポテンシャルを最大限に活用し、地域が抱える課題（コミュニティ活性化、生活利便性など）の解決にも積極的に取り組み、地域全体の魅力向上につなげていきます。

④ それぞれの公園に求められるニーズへの対応

公園での公民連携の取組を、市民のクオリティ・オブ・ライフの向上と都市の持続可能な成長につなげていくためには、その公園固有の課題に着目した「公園の視点」、公園を取り巻く地域のマネジメントを意識した「地域の視点」、更には将来にわたる市政運営上のニーズに対応していく「全市的な視点」を持つことが重要です。

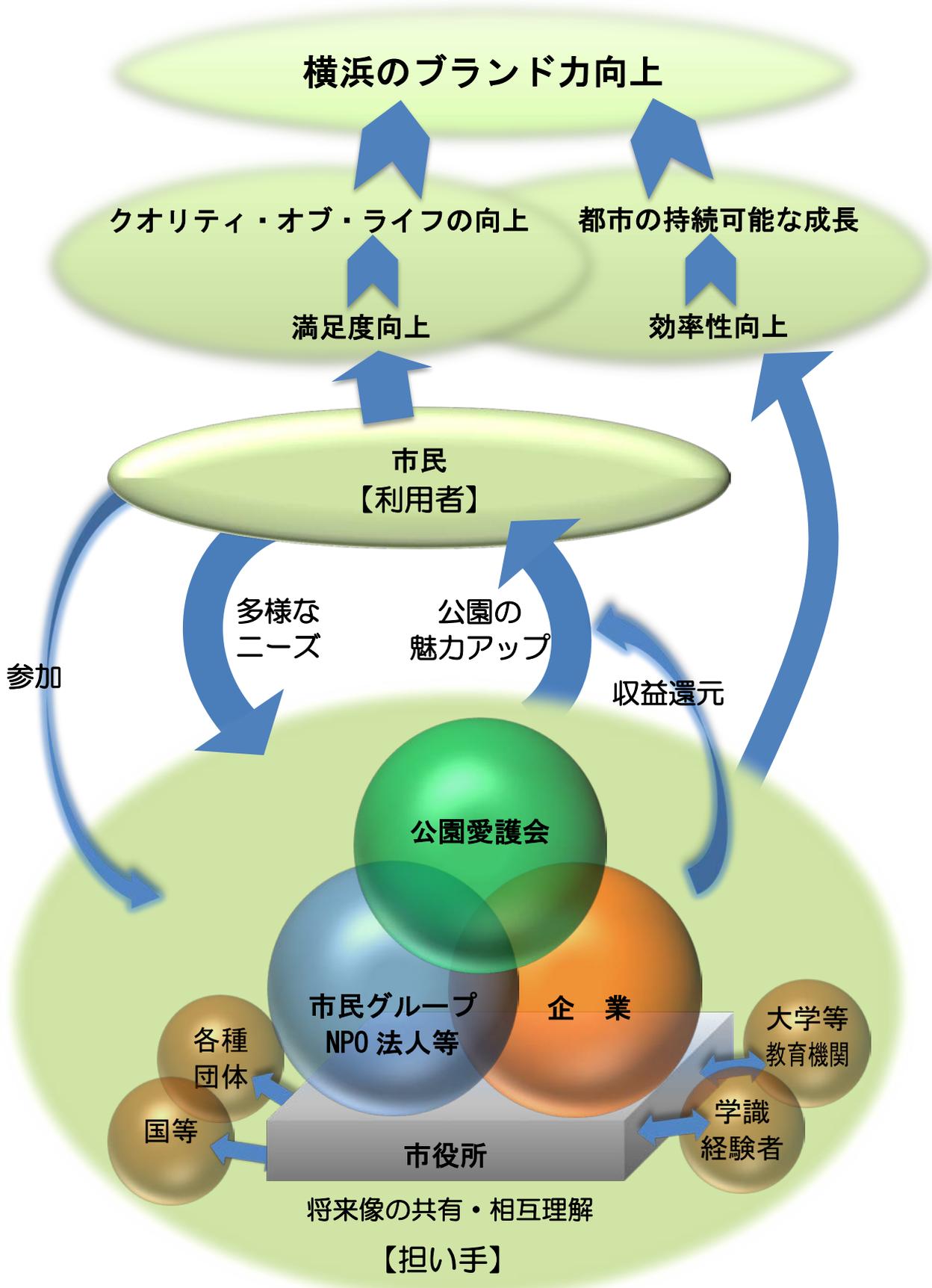
公園の機能や空間が持つ優位性を生かすことで、公園の魅力アップと両立しながら対応が図れるニーズ（少子高齢化対策、健康づくり、防災対策、地域経済の活性化など）も多く、地域ごとに異なるニーズへの対応を意識して進めることで、相乗効果を生み出していきます。

⑤ 適切な取組手法の選択

公園の魅力アップを実現する公民連携の取組には様々な選択肢があり、「公」はその中からそれぞれの公園の将来像やニーズに合わせて適切に選択することで、「公」と「民」が連携する意義や公園のストック効果を最大限に引き出していきます。

このとき、民間事業者等の事業提案などにより「民」のノウハウやアイデアを生かしていく手法を選択する場合は、あらかじめ対話等により「民」の意欲や事業性を確認し、必要に応じて参画環境を整えていくことに留意します。

基本方針に示す考え方



多様な主体間の連携による公園の魅力アップ

4. 公民連携の具体的取組

公園の魅力アップの実現に向け、公民連携の基本理念に従い今後進めていく具体的な取組を掲げました。

大規模な公園においては、民間事業者等の利活用の意欲が高いことを踏まえ、パークマネジメントプラン等に基づいた公募型事業による魅力アップに取り組んでいきます。

身近な公園については、実績のある公園愛護会活動を基軸とし、活動支援を強化しながら、地域課題への対応を意識した取組の拡充を進めていきます。

なお、上記の公園規模による取組内容は目安として示したものあり、地域の実情に応じ、公園規模にとらわれない柔軟な取組も想定しています。

★＝新規、◎＝拡充、下線＝横浜ならではの取組

施策	取組	取組内容
施策1 パークマネジメントプラン等による公園の将来像の共有	★大規模な公園を中心としたパークマネジメントプランの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部の公園や郊外部の大規模公園など、各公園の特性を生かしながら策定 ・パークマネジメントプランを活用した評価の仕組みづくり
	★公園協議会制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・パークマネジメントプラン等と連携した設置・運用（協議事項例） ・公園のマネジメント方針等 ・公園ごとのローカルルール作り ・イベント実施に向けた情報共有・調整
施策2 公園愛護会の支援強化と機能拡充	★公園愛護会の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の民間事業者等による公園愛護会の日常的な活動との連携などの支援強化 ・様々な民間事業者等と公園愛護会とのマッチング等、「公」の調整機能の設置
	◎ <u>公園活用の取組の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会による公園の魅力アップにつながるイベント等
施策3 公募型事業の展開や制度間の連携等の推進	★公募型事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・新設や再整備等を契機とした公募設置管理制度（Park-PFI）の実施 ・<u>公募型設置管理許可制度の更なる展開</u> ・公募型行為許可制度の創設
	◎制度間の連携等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定管理者制度における他の取組との連携など積極的な運用</u> ・民間事業者等からの協賛（ネーミングライツ等）の推進

★＝新規、◎＝拡充、下線＝横浜ならではの取組

施策	取組	取組内容
施策4 公民連携推進の 仕組みの整備	★「公」と「民」との連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業化に際しての対話を通じた相互理解の促進 ・ 柔軟な発想を受け止め、実現に向け調整する窓口の設置 ・ 共創フロント（公民連携の全庁的窓口）との連携 ・ 大学等教育機関との連携など
	★情報共有や意見交換の場（プラットフォーム）の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所と大学や民間事業者等との共催セミナーの実施など
施策5 公民連携に関わる 人材育成等	★「公」とともに「民」を含めた担い手のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例のデータベース化等、市役所内の情報共有の推進 ・ 取組を円滑に実行するためのガイドラインの作成 ・ 「公」とともに、公民連携に関わる民間事業者等を対象とした研修の実施など

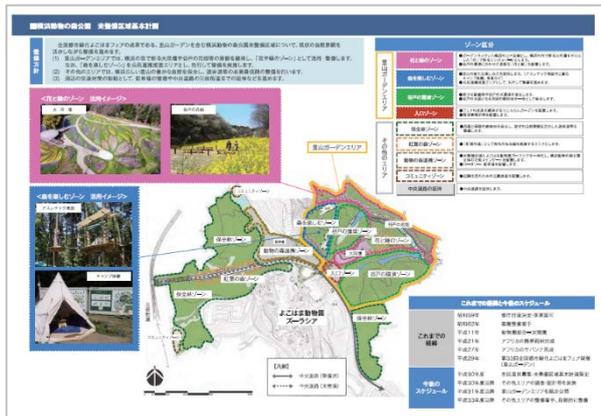
【取組の例（イメージ）】



公園愛護会と連携した健康づくりイベント等、公園活用の取組の拡充（身近な公園）



まちづくりの一環として、公募による公園利活用の社会実験の取組を実施（大通り公園）



横浜動物の森公園 未整備区域基本計画
 公民連携推進エリアを森を楽しむゾーンとして Park-PFI による事業者を公募。※詳細は、付録 P30 参照



公民連携に関わる人材育成として職員研修の実施

5. 取組の進め方と展開

(1) 総合的な施策の推進

公民連携の取組は、それぞれの施策の展開とともに、公園経営の視点に立って、総合的に進めていくことが重要となります。

例えば、施策3の公募型事業を展開するにあたっては、公園の将来像を共有化しながら進めることが必要であり、施策1のパークマネジメントプランに基づいて実施することで、公園経営の視点に立った総合的な取組が可能となります。また、仕組みの整備や人材育成などは、全ての取組に共通する基盤となるものです。

このため、施策の展開にあたっては、公園経営の俯瞰的な視点を持ってパークマネジメントプランによる目標像を共有しながら、それぞれの施策や事業の効果的な連携に十分配慮して進めていきます。

一方で、既に進めている横浜動物の森公園未整備区域での Park-PFI のように、新たな公民連携を進めるにあたっては、実証実験的な取組が効果的な場合もあります。必要に応じて試行的な取組を行うなど、柔軟な姿勢で取り組むこととします。

(2) PDCAサイクルを意識した取組

それぞれの取組において、個々の事例から得られたノウハウをもとに検証に努め、より効果的な展開につなげていきます。また、時代とともに変化していくニーズへの対応という視点で取組を評価し、必要な見直しを行っていきます。

こうした個々の取組にPDCAサイクルを適用していくことはもちろんのこと、パークマネジメントプランを策定した公園においては、個々の取組の集積がその公園の将来像に寄与したかなど、総合的な評価を行い、重層的なPDCAサイクルによる公園経営を目指します。

(3) 公園から緑のオープンスペースへ

ここに掲げた取組により、公園利用者の満足度向上と効率性向上が実現することで、「公園経営の目的」に掲げた市民のクオリティ・オブ・ライフの向上と都市の持続可能な成長につながっていくと考えます。

この流れをより確実なものとするために、「公園」の枠を超え、樹林地などのオープンスペースへと取組を広げていくことができれば、横浜のブランド力向上が大いに期待できると考えます。

III 付録 関連資料・データ

1 横浜市中期4か年計画 2018～2021（平成30年10月確定）

2030年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成。

戦略2

『花と緑にあふれる環境先進都市』

豊かな自然環境と暮らしが共存する都市づくり

花・緑・農・水をいかした魅力と活力あふれるまちの実現

市民・企業等の様々な主体が連携し、安らぎや交流を生み出す場づくりや魅力ある空間づくり、公民連携による公園の活用など、花・緑・農・水を活用した幅広い取組を展開する「ガーデンシティ横浜」を推進するとともに、国際園芸博覧会の招致につなげ、まちの活性化や賑わいの創出を図ります。

水・緑環境の保全・創出

かけがえのない自然環境を次世代につなぐため、緑の10大拠点などの樹林地や農地等の保全、地域の特性をいかした緑の創出、水と親しめる水辺環境の創出、身近に農とふれあえる場の創出、生物多様性の保全や豊かな海づくりなどを進めます。

グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践

良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラ^{*1}の活用の検討を進め、魅力あふれる都市環境の充実と豊かな暮らしの創出につなげます。

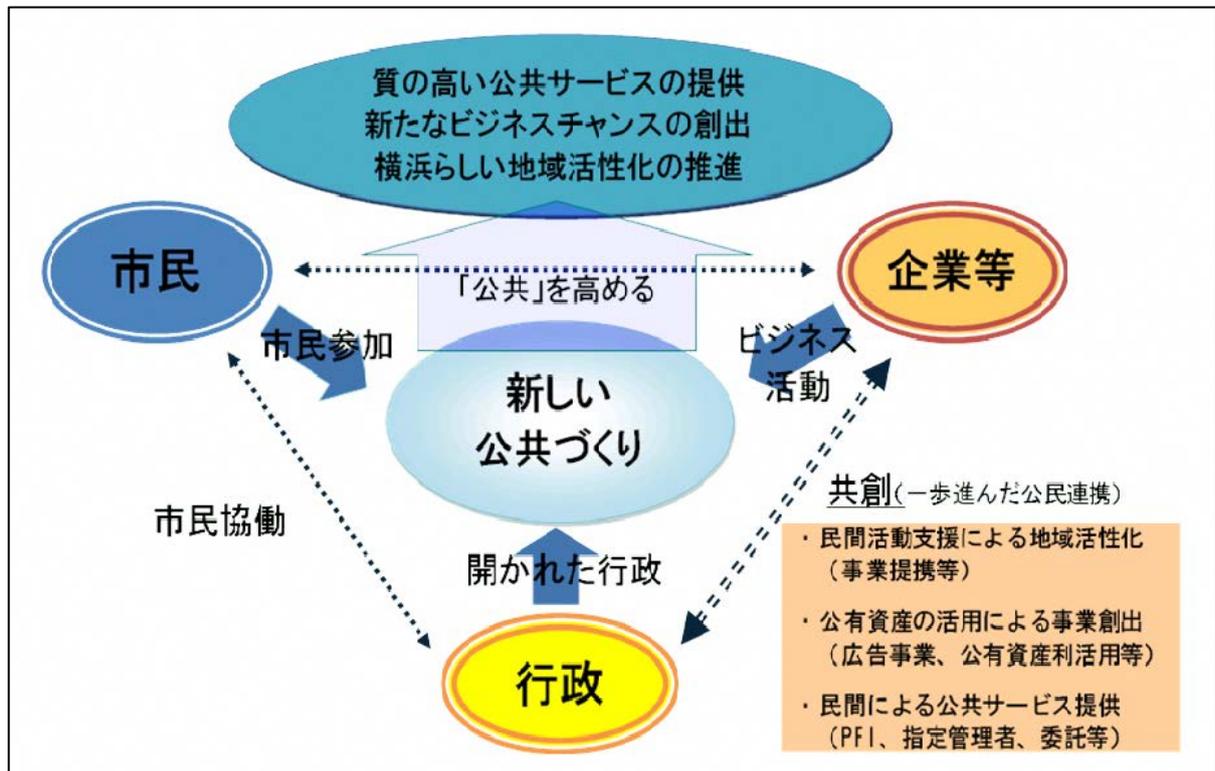
政策9 花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進

1	【新規】ガーデンネックレス横浜の推進	所管	環境創造局、区	
	ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトである「ガーデンネックレス横浜」により、都心臨海部の公園緑地や郊外部の里山ガーデンを中心に花と緑による魅力創出等の取組を進めるとともに、各区での花や緑に親しむ活動支援、全市的な広報、プロモーションの展開を図ります。			
想定事業量	花と緑によるまちの魅力創出と賑わいづくり 2地区/年 【直近の現状値】29年度：-		計画上の見込額	9億円
4	魅力ある公園の新設・再整備、公民連携の推進	所管	環境創造局	
	地域のニーズを反映しながら、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進します。また、公園での公民連携による魅力と賑わいの創出を進めます。			
想定事業量	新設・再整備の公園数 240か所(4か年) 【直近の現状値】26～29年度：239か所		計画上の見込額	554億円
5	大規模な土地利用転換の機会を活用した公園の整備	所管	環境創造局、政策局	
	大規模な土地利用転換や、米軍施設跡地等の返還の機会を活用し、(仮称)鶴見花月園公園などの整備や、旧深谷通信所、国際園芸博覧会の招致を見据えた旧上瀬谷通信施設などでは公園整備の検討等を進めます。			
想定事業量	①大規模土地利用転換による公園の整備推進 2か所 ②米軍施設跡地の公園の事業推進 3か所 【直近の現状値】29年度：①整備推進 ②事業推進		計画上の見込額	108億円

2 共創推進の指針（平成21年3月策定）

既存の公民連携手法のみならず、今後開発していく新たな手法も含め、すべての公民連携手法に通じる考え方を整理した「公民連携推進の基礎となる指針」。

共創の取組により、行政と民間の対話を通じて民間の持てるアイデアと力を存分に発揮し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することで、共に新しい公共づくりを目指していくことを掲げている。



第1章 共創の基本的な考え方 2 共創の目的

※この指針で定義する「共創」とは次のとおり

「共創」とは

共創とは、『社会的課題の解決を目指し、民間事業者と行政の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出すること』をいいます。

3 平成30年度第8回ヨコハマeアンケート

「公園利用の満足感及び今後のニーズに関するアンケート」結果

(1) 実施概要

■実施期間 平成30年8月10日（金）から8月24日（金）

■所管課 環境創造局 公園緑地管理課

■年代別・性別のメンバー数／構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	14 (0.5%)	44 (1.5%)	198 (6.8%)	396 (13.6%)	318 (11.0%)	341 (11.7%)	207 (7.1%)	2 (0.1%)	1,520 (52.4%)
女性	7 (0.2%)	90 (3.1%)	438 (15.1%)	445 (15.3%)	262 (9.0%)	105 (3.6%)	31 (1.1%)	0 (0.0%)	1,378 (47.5%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	3 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)
計	21 (0.7%)	134 (4.6%)	636 (21.9%)	842 (29.0%)	583 (20.1%)	447 (15.4%)	238 (8.2%)	2 (0.1%)	2,903 (100.0%)

■年代別・性別の回答者数／回答率

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	3 (21.4%)	9 (20.5%)	61 (30.8%)	168 (42.4%)	156 (49.1%)	202 (59.2%)	130 (62.8%)	1 (50.0%)	730 (48.0%)
女性	0 (0.0%)	13 (14.4%)	109 (24.9%)	134 (30.1%)	121 (46.2%)	48 (45.7%)	13 (41.9%)	0 (0.0%)	438 (31.8%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
計	3 (14.3%)	22 (16.4%)	170 (26.7%)	302 (35.9%)	277 (47.5%)	251 (56.2%)	143 (60.1%)	1 (50.0%)	1,169 (40.3%)

以下、n=1,169

(2) 回答結果

Q1：公園はどれくらいの頻度で利用していますか。（単一選択）

ア ほぼ毎日	7.1%	83
イ 週に1～2回程度	19.2%	225
ウ 月に1～2回程度	27.5%	321
エ 年に数回程度	30.3%	354
オ ほとんどない	15.8%	185
無回答	0.1%	1

Q2：それはどのような公園ですか。複数の公園を利用している場合は最も利用頻度の高いものについてお答えください。（単一選択）

※下記の選択項目及び次の質問以降の用語の定義は次のとおり

- ・小規模な公園：遊具などを備え、地域の催しなど日常的なレクリエーションの場となる公園。
- ・大規模な公園：都心部の観光公園、スポーツなど多様なレクリエーションが楽しめる公園や自然環境などを生かした公園。

ア 自宅に近い小規模な公園	44.7%	522
イ 自宅に近い大規模な公園	23.9%	279
ウ 通学先や勤務先などに近い小規模な公園	2.1%	25
エ 通学先や勤務地などに近い大規模な公園	2.1%	24
オ 休みの日などに出かけて行く大規模な公園	25.3%	296
無回答	2.0%	23

Q3：その公園を利用する目的は何ですか。（複数選択可）

ア 散歩をする	56.4%	659
イ のんびり休む	23.1%	270
ウ 花や緑、自然を楽しむ	38.1%	445
エ 子どもや友人と遊ぶ	20.4%	239
オ スポーツをする、あるいは観戦する	9.6%	112
カ 催し物に参加する	17.0%	199
その他(抜粋: ペットと散歩する、孫と遊ぶ、お弁当を食べる)	9.8%	114

Q4：その公園では、1回当たりどれくらいの時間を過ごしていますか。(単一選択)

ア 自宅に近い小規模な公園	44.7%	522
イ 自宅に近い大規模な公園	23.9%	279
ウ 通学先や勤務先などに近い小規模な公園	2.1%	25
エ 通学先や勤務地などに近い大規模な公園	2.1%	24
オ 休みの日などに出かけて行く大規模な公園	25.3%	296
無回答	2.0%	23

Q5：その公園は、誰と利用していますか。(複数選択可)

ア 一人	50.0%	585
イ 二人(夫婦、カップル)	25.4%	297
ウ 子どもを含む家族	28.1%	328
エ 友人、趣味のグループ	11.8%	138
オ 学校、職場、地域などのグループ	4.7%	55
その他(抜粋:ペット、子どもを含まない家族(孫や親))	4.8%	56

Q6：ここからは、公園の規模を小規模と大規模に分けてお聞きします。小規模な公園について、満足していることは何ですか。(複数選択可)

ア 緑や花のある場であること	44.7%	522
イ 子どもの遊ぶ場になっていること	48.1%	562
ウ 地域の憩いの場になっていること	40.9%	478
エ 特にない	15.0%	175
その他(抜粋:ベンチがあること、開放的な空間であること)	3.5%	41

Q7：小規模な公園に今後期待することは何ですか。(複数選択可)

ア 緑や花の豊かな場になること	56.9%	665
イ 地域のコミュニケーションの場になること	40.4%	472
ウ 災害時の防火帯や避難の場になること	48.2%	563
エ 健康づくりの場になること	36.0%	421
オ 特にない	7.4%	87
その他(抜粋:子どもがのびのびと遊べる場所になること、清掃がきちんと実施されていること、防犯上問題のない場になること)	6.5%	76

Q8：小規模な公園では、地域の方々を中心に結成された「公園愛護会」が日常の清掃や除草等を担っていることについて、知っていましたか。(単一選択)

ア 知っている	47.2%	552
イ 知らない	51.7%	604
無回答	1.1%	13

Q9：小規模な公園の清掃や除草等について、参加したことはありますか。(単一選択)

ア 公園愛護会の会員として参加している(あるいは参加していた)	3.8%	45
イ 清掃当番などのときに参加している(あるいは参加していた)	20.2%	236
ウ 参加したことはないが、今後参加してみたい	36.9%	431
エ 参加したことはなく、今後も参加するつもりはない	38.4%	449
無回答	0.7%	8

Q10：大規模な公園について、満足しているものは何ですか。(複数選択可)

ア 芝生や植栽などの緑の量や花の演出	64.9%	759
イ 自然環境や景色のよさ	70.6%	825
ウ 駐車場、売店や飲食施設	27.6%	323
エ 来園目的としているスポーツ施設等	18.0%	210
オ 特にない	8.0%	94
その他(抜粋:遊具の多さ、イベントの実施)	3.5%	41

Q11：大規模な公園に今後期待するものは何ですか。（複数選択可）

ア 緑や花のさらなる拡充	52.5%	614
イ 休憩場所の整備	60.1%	703
ウ トイレの整備	58.9%	689
エ 売店や飲食施設の整備	32.9%	385
オ 特になし	6.8%	80
その他(抜粋:駐車場の整備、イベントの開、今のままでよい)	8.8%	103

Q12：ここからは、公園の規模に関係なくお聞きします。今後、公園で自らやってみたいことは何ですか。（複数選択可）

ア ハイキングや生き物観察などの自然とのふれあい	41.7%	488
イ ランニングやウォーキングなどの健康づくり	47.4%	554
ウ 公園の花壇で草花を育て楽しむ	17.0%	199
エ 公園の緑や花を眺め、ゆっくりと過ごす	64.8%	757
オ 特になし	9.3%	109
その他(抜粋:子どもと遊ぶ、ピクニック、キャンプやバーベキュー)	5.0%	58

Q13：今後、公園で開催されたら参加してみたいことは何ですか。（複数選択可）

ア フリーマーケットやマルシェなど買い物を楽しむイベント	45.6%	533
イ 公園の自然環境や景色そのものを楽しみ、飲食もできるイベント	60.5%	707
ウ スポーツ体験イベント	26.6%	311
エ 子育て親子向けのイベント	17.3%	202
オ 特になし	14.7%	172
その他(抜粋:自然観察イベント、音楽イベント、公園でイベントを開催する必要はない)	4.1%	48

Q14：今後、公園に設置されたら利用してみたい施設は何ですか。（複数選択可）

ア 公園の魅力を高めるようなカフェなどの飲食施設	56.3%	658
イ バーベキュー、キャンプ、アスレチックなどのアウトドア施設	31.1%	364
ウ 気軽に利用できるスポーツ施設	42.9%	501
エ 特になし	15.6%	182
その他(抜粋:ドックラン、子どもの水遊び場、自然観察施設、色々な施設を造りこみ過ぎないほうがよい)	5.9%	69

Q15：公園利用の満足度を高めるための要望や提案がありましたらお書きください。（自由記載）

(一部を紹介)

- ・トイレの清掃をきっちりやっていた公園は、気持ちよく利用できます。・地域の小さな公園にもトイレの設置をしてほしい。
- ・駐車場が少なく、並んではいることも多いので、混んでいる公園については駐車場の整備をお願いしたい。
- ・秋冬は良いのですが、夏場は熱くて居場所がありません。出来れば日影がある環境整備がされていると嬉しいです。
- ・何かしらのイベントがあると、足が向きやすいと思います。
- ・子供向けの場所と、静かに自然を楽しむ大人向けの場所をきちんと分けていただきたいです。くつろぎたい人と、はしゃぎたい人とで利用の仕方がまったく異なると思うので。
- ・公園内に合うような良質なカフェなどの飲食施設が出来れば良いと思います。
- ・簡単なトレーニングできる器具の整備
- ・緑が多く、入ったとたんにリラックスできるような環境の公園が多くあると、通り過ぎるだけでも存在意義があると思う。余計な施設は不要。ただし、防犯・防災の面には十分配慮したものであってほしい。
- ・何かするのでなく、静かに過ごせる環境を維持してもらいたい。

4 公園協議会の概要

協議会の設置

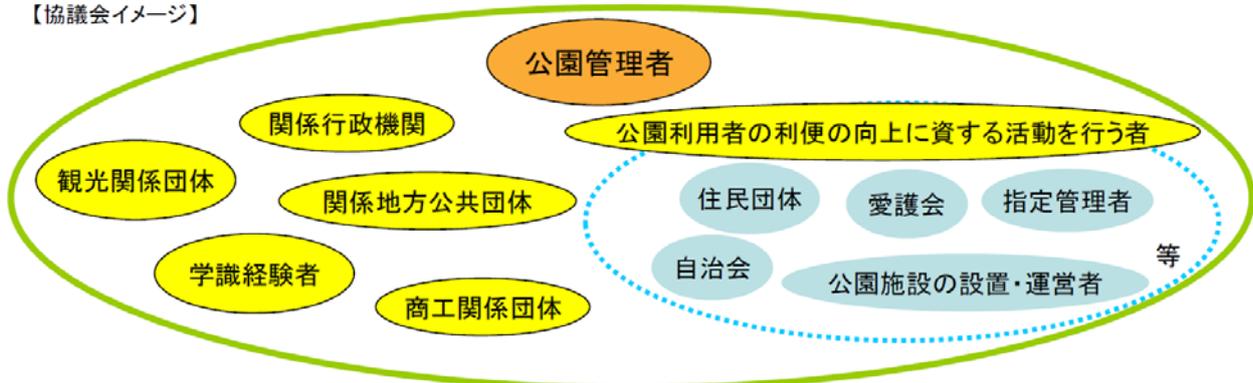
問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

(出典：国土交通省)

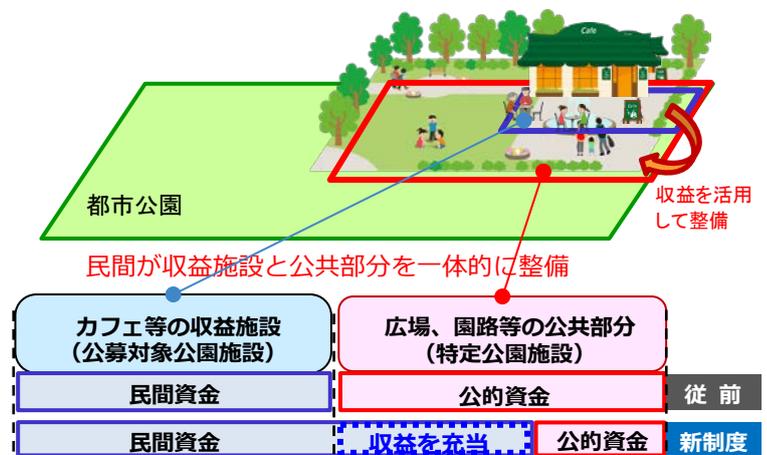
5 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

都市公園のストックが増加し施設の老朽化が進むなか、良好な維持管理、機能維持のための費用は限られています。都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間資金、ノウハウの活用をより一層推進すること必要となっていました。そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進することを目的に創設された都市公園法に定められた制度です。

1. 公募設置管理制度の特徴

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- 公園において飲食店や売店などの収益施設等（公募対象公園施設）と園路、広場等の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定する
- 選定にあたっては都市公園法で学識有識者の意見を聴くことになっており、国としては委員会の設置を推奨 ⇒横浜市公園公民連携推進委員会
- 民間事業者は整備費を負担し、公園使用料を自治体に支払う（新たな財源確保）
- 民間事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用



2. 公募設置管理制度の特例措置

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

現行、設置管理許可の期間は最長10年であるが、民間事業者が施設を設置し、投資を回収するという観点からは短い場合が多く、民間が参入しづらい、簡易な施設しか設置できない等の課題があるため、公募設置管理制度に基づき選定された者に対して、上限20年の範囲内で設置管理許可を保証

特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

通常、便益施設（飲食店・売店等）の建蔽率2%のところ、公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ

特例 3 占用物件の特例

公募設置管理制度に基づき選定された者は、自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔を占用物件（利便増進施設）として設置できる

6 Park-PFIの取組（里山ガーデンエリア）

(1) 公募の趣旨

「横浜動物の森公園未整備区域基本計画」において、里山ガーデンエリアの「森を楽しむゾーン」は公民連携推進エリアとして位置づけられています。

このゾーンにおいて、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、アスレチック施設やキャンプ体験施設等（公募対象公園施設）の整備・管理運営を行い、その収益により周辺の園路やベンチ等（特定公園施設）の整備・管理を行う事業者を公募しました。



公募対象地

(2) 公募概要

① 公募対象地

横浜動物の森公園未整備区域 「森を楽しむゾーン」、「入口ゾーン」

② 主な公募内容

公募対象公園施設の整備及び管理運営

- ・豊かな樹林地を活用したアスレチック等の遊戯施設

特定公園施設の整備及び管理運営

- ・公園の利用者が樹林地内の散策等を楽しむことができる園路やベンチなどの施設

(3) 選定された提案

① 事業の実施方針

豊かな自然環境を生かした「森のテーマパーク」

② 施設概要

- ・公募対象公園施設：アスレチック施設等
- ・特定公園施設：森の中の遊歩道等



(4) 実施経過及び今後のスケジュール（予定）

公募設置等指針（募集要項）の配布	平成30年11月
公募設置等計画の受付	平成31年1月
プレゼンテーション及びヒアリング	平成31年2月
公募設置等計画の認定、基本協定締結	平成31年3月中
供用開始	平成31年9月頃

公園における公民連携に関する基本方針（素案）
平成 31 年 3 月
横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1
電 話 045(671)2642
F A X 045(550)3916